

新成人のみなさん
おめでとうございます

お問合せ先
市民課 住戸課
年金グループ
0143-50-1004
74-3002

20歳になったら

国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。

国民年金(基礎年金)

3つのメリット

1. 老後を支えます…老齢基礎年金
 2. 病気やけがで障害の状態になったときに支えます…障害基礎年金
 3. 加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます…遺族基礎年金
- 世代と世代の
支え合いの仲間入り



公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。

「学生納付特例制度」と
「若年者納付猶予制度」

収入がなく保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料納付猶予制度があります。

「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。どちらの制度も、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されませんが、年金額には反映されませ

ん。しかし、収入を得られるようになり保険料の納付が可能になった時に「追納制度」をご利用いただければ、将来受け取る年金を増額することができます。

年金事務相談所開設

日時 2月7日(木)

場所 役場302会議室

後期高齢者医療制度
のお知らせ

問合せ先
国民保医療グループ
74-3002

高額介護合算療養費及び医療費通知について

高額介護合算療養費について
医療と介護の両方を利用して
いる世帯の自己負担を軽減する
制度です。同じ世帯の被保険者
が、1年間に支払った後期高齢
者医療制度と介護保険の自己負
担額の合計が限度額を超えたと
きは、その超えた額が後期高齢
者医療制度及び介護保険から支
給されます。なお、手続きには
市町村窓口への申請が必要とな
ります。申請される方は、住民
課国民保医療グループまで申し出
ください。

後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

支給額が500円未満の場合
は支給されません。

自己負担限度額表

(1年分の自己負担額の計算期間:8月1日～翌年7月31日)

負担割合	区分	自己負担額の標準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
1割	区分(1) 住民税非課税世帯	31万円
	区分(2)	19万円

1 世帯全員が住民税非課税である方
2 世帯全員が住民税非課税

であり、世帯全員の所得が0円の受給額(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方
医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行をご希望される方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は平成25年3月(平成24年7～12月)に行います。

新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または住民課国民保医療グループへご連絡ください(電話でのご連絡だけで手続きできません)。

すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

この通知を確定申告などの医療費控除の領収書の代わりとすることはできません。